

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…(同)…二

公告

- 東京都卸売市場整備計画の縦覧…(中央卸売市場管理部市場政策課)…三
- 建設業者に関する公告…(都市整備局市街地建築部建設業課)…三

告示

●東京都告示第百六十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第千二百三十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

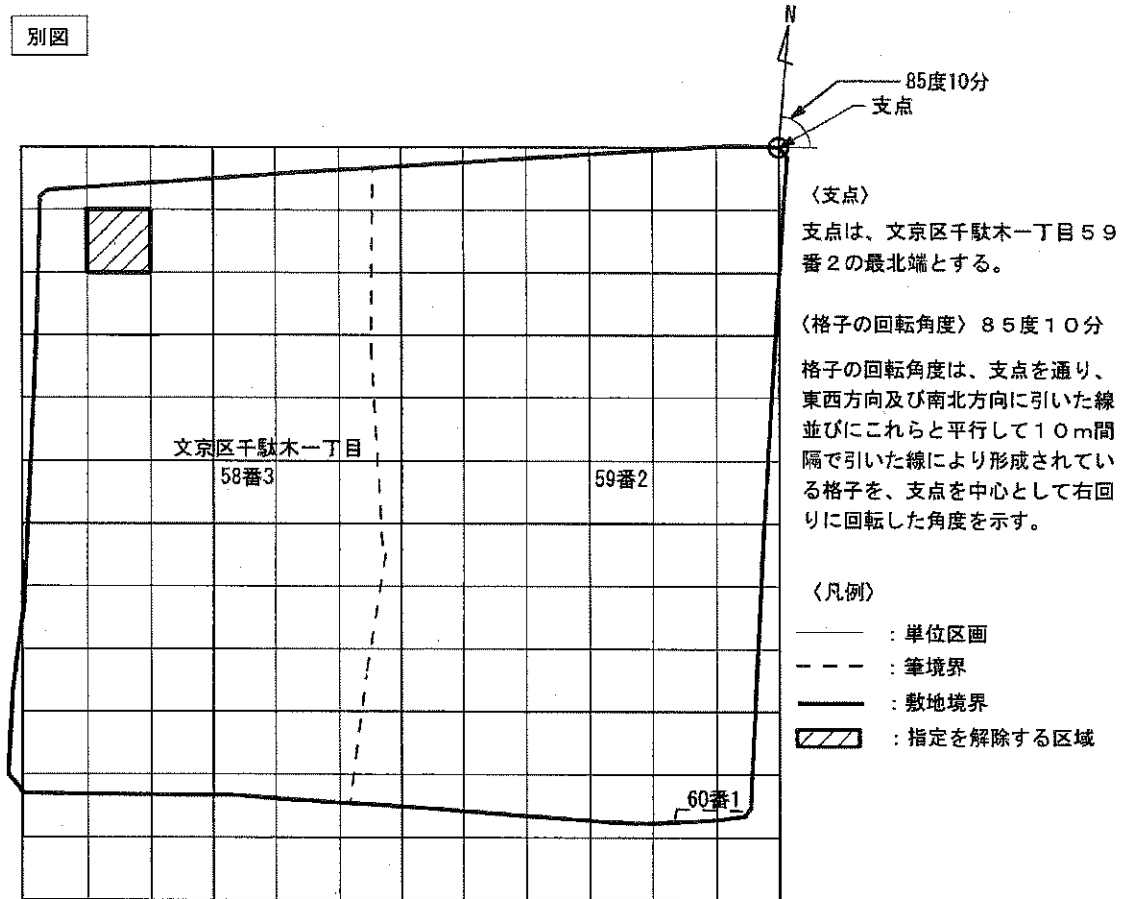
平成二十四年二月八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定を解除する区域 別図のとおり(文京区千駄木一丁目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第百六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年二月八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・一エチクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、一・一・一トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

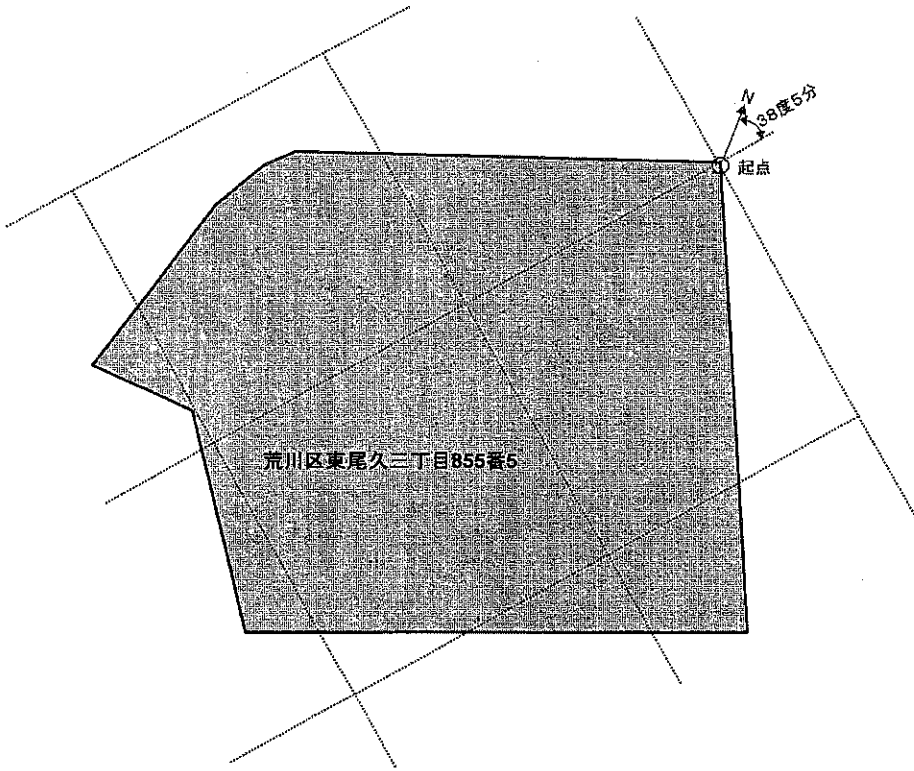
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

<起点>
起点は、荒川区東尾久三丁目855番5の最北端とする。

<格子の回転角度> 38度5分
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>
■ 形質変更時要届出区域
----- 単位区画境界線
—— 筆界



荒川区東尾久三丁目855番5

●東京都告示第百六十二号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定に基づき東京都卸売市場整備計画（第九次）を定めたので、同条第四項の規定に基づきその内容について、次のとおり一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 縦覧場所 東京都中央卸売市場管理部市場政策課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

二 縦覧期間 平成二十四年二月八日から同年三月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

公 告

建設業の許可の取消処分のお知らせ

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項及び同法第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十四年二月八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 処分した年月日

平成二十四年二月八日

二 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………一
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………二
- ………(建設局道路管理部監察指導課)

告示(選)

- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………五
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………五

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七
- ………(同)
- 低NOx・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………二〇
- ………(環境局環境改善部大気保全課)
- 介護保険法の規定に基づく指定試験実施機関の変更……………三
- ………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)

正誤

○平成二十四年二月八日付東京都告示第百六十一号……三

告示

●東京都告示第千二十八号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十四年六月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 商号 萬大計画株式会社
- 二 代表者氏名 代表取締役 釜田 康博
- 三 主たる事務所の所在地 港区赤坂二丁目十三番十四号
- 四 免許証番号 東京都知事(6)第五七一七号
- 五 免許年月日 平成二十年九月八日

●東京都告示第千二十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第百八十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区田端一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

介護保険法の規定に基づく指定試験実施機関の変更

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十九条の二十七第一項の規定により指定した指定試験実施機関から、介護保険法施行令(平成十年政令第百二十二号)第三十五条の十五第一項第三号ロの規定により変更の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年六月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

変更事項 変更前 変更後 変更年月日

名称 財団法人東 公益財団法人 平成二十四年

京都福祉保 人東京都福 四月一日
健財団 社保健財団

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十四年六月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 店舗名 (仮称)青山大林ビル

二 店舗所在地 港区北青山三丁目三十四番一ほか

三 設置者名 大林不動産株式会社

四 意見書

ア 提出者及び個人

住所

イ 概要

港区在住

駐車場出入口のある一方通行路は、多数の人、車が通り、現状でも非常に危険である。
また、駐車場出入口から表参道へ出る交差点は渋滞や車と歩行者との接触が考えられる。
このため、西側の駐車場出入口を廃止し、表参道側に変更すること。

ウ 収受日

平成二十四年五月二十一日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十四年六月十三日から同年七月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成二十四年二月八日付東京都告示第百六十一号

ページ段一行一課一正

二下 後から 五

シスロー・ニー シスロー・ニー
ジクロロエチレ ジクロロエチレ
ン、一・一・一
ートリクロロ
エタン

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
印刷所 山浦印刷株式会社
東京都文京区関口二丁目三九番一〇号
電話 〇三(三三三〇)四七二一
郵便番号 112-0014

